

【論 説】

銭匁勘定と銭遣い*

—江戸期幣制の特色を再検討する—

鹿 野 嘉 昭

1 は じ め に

江戸時代においては、三貨制と称されるように、小判に代表される金貨、丁銀や豆板銀、さらには南鐐二朱銀などの銀貨および銭貨（銅銭）という3種類の金属貨幣が並行流通していた。これら金銀銭貨はともに徳川幕府が鑄造した無制限通用の公鑄貨（基本貨幣）として位置づけられていたほか、貨幣相互間の交換比率は市場において決定され、日々変動していた。加えて、「東の金遣い、西の銀遣い」と称されるように、全国的に流通していた銭貨を除けば、貨幣の流通状況においては地域差がみられたほか、財物ごとに表示・決済貨幣が慣行として定まっていた。

しかし、西日本地方所在の大名領国では18世紀半ばごろから漸次、銀貨に代わって銭貨が財物の取引における価値基準および交換手段として重要な位置を占めるようになった。松山大学の岩橋勝教授は、こうした事実に着目のうえ、「東の金遣い、西の銀遣い」に加え、江戸時代後期には西日本を中心と

* 本稿は、2005年度社会経済史学会全国大会での報告「三貨制、銭遣いと銭匁勘定—国際比較の観点から江戸期幣制の特色を再検討する—」の後半部分を大幅に加筆・修正したものである。本稿の作成に際しては、岩橋勝（松山大学）、浦長瀬隆（神戸大学）、草野正裕（甲南大学）、鎮目雅人（日本銀行）、安国良一（住友史料館）をはじめとして貨幣史研究会の諸先生から貴重な意見やコメントを多数頂戴した。とりわけ、岩橋教授には論文の草稿段階から種々ご指導をいただいたことを記して感謝の念を表すことにしたい。いうまでもなく、ありうべき誤解や誤りはすべて筆者の責任に帰す。

して「錢遣い」経済圏も存在したという仮説を提示した¹⁾。加えて、西日本の「錢遣い」圏のなかでも近畿地方を除く西南日本においては、単に錢貨が基本貨幣として重視されるにとどまらず、銀目で表示されるなど表面的には銀貨建てを装っているものの実態的には錢貨建ての取引である錢匁勘定が広く普及していたことが明らかになっている。なお、「錢遣い」に関しては現在、「一般的交換手段として錢貨が用いられる以上に、価値基準として錢貨が用いられる貨幣経済」²⁾と理解されている。そのため、「銀遣い」において錢貨が交換手段として利用されるのと同様に、「錢遣い」であっても金銀貨が交換手段に利用されることはとくに排除されていない。

日本では中世以来、大量の渡来錢を交換手段として利用する際、丁百法、省百法など藁縄で一定量の錢貨を一纏めにした緡錢さしづにが使われていた。その意味で、錢匁勘定は日本に根差した古くからの伝統のうえにあるということが出来る。しかし、錢匁勘定の場合、「銀1匁、但し錢109文ニ而」など、一定量の代銀を錢貨で勘定のうえ支払うというように銀遣いの代用として始まった錢貨の流通が文字どおり「錢遣い」に転じていったところに特色および重要性があるとされる³⁾。

このように江戸期幣制の特色やその展開状況を考えるうえで、「錢遣い」や錢匁勘定の現出は重要かつ無視しえない事象といえる。しかしながら、これまでのところ、そういった観点から錢匁勘定の機能や歴史的な意義について十分検討されたとはいえない。それゆえ、本稿では、錢匁勘定の意味するところや貨幣史上の意義について、江戸期幣制あるいはマクロ経済的な枠組みとの関連で再検討することにした。本稿の構成は次のとおりである。すなわち、第2節においては錢匁勘定の研究史を振り返り、それが意味するところと歴史的意義について検討する。第3節で江戸期幣制の特色とその貶質、大名領

1) 岩橋勝「徳川後期の『錢遣い』について」(『三田学会雑誌』第73巻第3号、1980年6月)、同「再び徳川後期の『錢遣い』について」(『三田学会雑誌』第74巻第3号、1981年6月)。

2) 岩橋「再び『錢遣い』」71頁。

3) 岩橋勝「近世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『流通経済史(新体系日本史12)』山川出版社、2002年443頁。

第1表 九州地方における銭匁勘定の使用事例

国	地域	1匁二付	国	地域	1匁二付
筑前	福岡藩	60文	肥後	天領天草	19
	〃	70文	豊前	小倉藩	80
	〃	80文		時枝藩	72
筑後	久留米藩	60文		〃	80
	〃	62文		〃	90
	柳川藩	64文	豊後	天領日田	19
	〃	72文		〃別府	40
肥前	佐賀藩	20文		臼杵・府内藩・肥後領鶴崎	50
	厳原藩領田代	60文		日出・杵築・立石・竹田藩	70
	〃三根	90文		天領四日市	72
	唐津藩	72文		〃	75
肥後	熊本藩	40文		森藩・天領日田	76
	〃	70文		中津藩・天領日田	80
	〃	80文			

(出所) 岩橋勝「徳川後期の『銭遣い』について」(『三田学会雑誌』第73巻第3号, 1980年6月)。

国における貨幣の流通実態を確認した後、第4節において銭匁勘定にかかわる一般論を提示する。最後に、第5節においては本稿での議論を要約するとともに今後の課題を提示する。

2 いわゆる銭匁勘定に関する研究史の展望

2.1 銭匁勘定の意味とその時間的・地域的分布

最初に、岩橋教授が「銭遣い」仮説を提唱する契機となった銭匁勘定の意味するところについて、これまでの研究史を展望しつつ検討することにしよう。銭匁勘定という考え方は、もともと福岡大学の藤本隆士教授が商家の帳簿類の分析を通じて見出した匁銭あるいは銭匁取引に由来する⁴⁾。実際、藤本教授は、九州地方の大名領国においては江戸時代後期、銭〇匁というように銀目を装いつつも実態的には銭貨建てとなっている匁銭が広く普及していた

4) 藤本隆士「近世西南地域における銀銭勘定」(『福岡大学商学論叢』第17巻第1号, 1972年)。

ことを明らかにした。

第1表は岩橋教授が取りまとめた銭匁勘定の使用事例であり、この表からも九州地方においては銭匁勘定が広く普及していたことがわかる。銭匁勘定が支配的な大名領国等においては、財物や土地などの価値は銀1匁に相当する銭貨の量（これを内実銭量という）または領国大名政府が定めた銭1匁当たりの銭貨量を単位として表示される。しかし、現実にはそういった単位の貨幣は存在しない。そのため、銭匁勘定建て取引は通常、銭貨の受け渡しで決済されるが、金銀貨による決済はとくに排除されていない。実際、幕末期の丹後国宮津藩においては、岩橋教授が見出したように、銭匁勘定で行われた取引の決済に際し二朱判という小額金貨が利用されることもあった⁵⁾。こうした点を強調するべく、銭匁勘定は価値計算のために利用される地域的な計算貨幣と称されることもある。

銭匁勘定はまた、銀1匁当たりの内実銭量が銀銭相場と乖離した際には均衡の回復を目指して公定換算率が見直される変動銭匁勘定と、銭1匁に相当する銭貨量が任意の水準に固定される固定銭匁勘定に大別される。両者の地域的な分布は厳然と区分されており、固定銭匁勘定が九州、四国、中国地方という西南日本地方に広く分布するのに対し、変動銭匁勘定を採用していた藩は、播磨国や紀伊国田辺藩など、畿内周辺に限定される。先に掲げた銭匁勘定の意味づけは、実はこうした固定銭匁勘定と変動銭匁勘定の併存を踏まえたものなのである。

いうまでもなく、変動銭匁勘定の場合、銀1匁当たりの現実の銭貨量と内実銭量とが等しくなるべく公定換算率が調整されるところに特色がある。それゆえ、かつて新保博神戸大学教授が見出したように、変動銭匁勘定が採用された諸藩においては、「匁銭（銭匁）札は一定量の銭貨を体化すると同時に、他方において、同量の秤量銀貨または同額面の銀札と等価関係に立っている」⁶⁾。

5) 岩橋勝「近世畿内周縁地域の銭匁遣い」（『松山大学論集』第20巻第2号、2008年6月）218頁。

6) 新保博「江戸後期貨幣と物価に関する断章」（『三田学会雑誌』第74巻第3号、1981年6月）123頁。

そのため、そうした大名領国の場合、領内取引はいうに及ばず、領外取引においても銭匁勘定は額面金額をもって交換手段として利用される。

これに対し、西南日本地方において定着した固定銭匁勘定の場合、銭1匁の内実銭量は領国大名政府により任意の水準に定められていたところに特徴が見出される。すなわち、銭1匁の内実銭量と銀貨あるいは銀札との間には等価関係がそもそも成立していないのである。その意味で、固定銭匁勘定は地域的な計算貨幣としての性格が強いといえることができる。当然のこととして、固定銭匁勘定が採用された大名領国においても領外取引の決済には通常、銀貨が利用される。しかしながら、固定銭匁勘定において想定された銀銭相場がその時々々の相場と一致する保証はなく、むしろ乖離するというのが一般的といえよう。それゆえ、銭1匁ないし銭1匁札の銀貨への換算に際し、どのような銀銭相場を適用するかが重要となる。この問題は、内実銭量に代えて、その時々々の銀銭相場を適用することにより解消されていた⁷⁾。以下、本稿では、とくに断りのない限り、西南日本地方において広く採用されていた固定銭匁勘定を対象として議論を進めることにする。

西南日本地方の場合、固定銭匁制の下、銭匁勘定における内実銭量は概ね、明治になるまでの間、変更されることはなかったが、前掲の第1表のとおり、その水準は大名領国ごとに区々となっていた。実際、九州地方において発行された銭匁札の場合、内実銭量は1匁当たり80文（福岡藩、小倉藩等）から19文（天領天草および天領日田）までのバラツキがみられた⁸⁾。もっとも、先に指摘したように、内実銭量はあくまでも領内通用の銭1匁に相当する銭貨量を示しており、銭匁札を銀貨に交換する際にはその時々々の銀銭相場が適用されるため、そうした相違はとくに問題とならない。

第2表も、四国・九州地方における銭匁勘定の利用開始期などを岩橋教授が取りまとめたものである。そして、この表からは、銭匁勘定の利用はすべ

7) 岩橋勝「伊予における銭匁遣い」（地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣、1983年）238頁および234頁。

8) 岩橋「『銭遣い』」76頁。

第2表 錢匁の実体（内実錢量）と錢匁遣い確認の始期

藩・地域	錢1匁	錢匁遣い始期	藩札始期	備 考
松山藩	60文	1768	1762 (1704～)	藩札(60文遣い)発行が契機カ
今治藩	66文 (1845より60文)	1762	左同期カ	銀札→錢匁札化カ
西条藩	67文	1746*	1795頃	*【安国 2001 p.45】
小松藩	60文	1810頃	1760頃	
大洲藩	75文?	?	1730	
宇和島藩	70文?	?	1670	
土佐藩	80文	1743	1816(私札)	城下→郡部へ拡張、当初変動錢匁
岩国藩	76文	1738	1790	当初変動錢匁
萩藩	80文	1740(1675)	1753	当初より固定錢匁
豊後日田	19文	1740頃	幕末期	当初丁錢遣いから錢匁へ、一時銀建て金建てへ
播磨	変動相場	1780頃	左同期	銀札の錢匁札化カ、銀遣いと併行
田辺藩	変動相場	1767	?	錢匁盛期は1830～50年代、錢匁の代用カ

(出所) 岩橋勝「19世紀貨幣統合化のなかでの錢匁勘定」(2002年1月、第10回貨幣史研究会西日本部会報告資料)。

て1736年に開始された元文の改鑄以降に始まったことが確認される。このほか、神戸大学の浦長瀬隆教授は、九州地方の大名領国においては享保・元文期(1716～41)以降、錢貨が価値基準あるいは計算貨幣としての役割を徐々に担うようになっていったことを見出している⁹⁾。これらの事実を重ね合わせると、元文期あるいは1740年ごろからは典型的な大口取引である土地の売買も錢匁勘定で表示されるなど、錢匁勘定が漸次定着するとともに広範化したと考えられる。

9) 浦長瀬隆「近世九州地方における貨幣流通」(神戸大学経営経済学会『国民経済雑誌』第183巻第2号, 2001年)。

なお、岩橋教授が見出したように、長門国萩藩において商業・質・両替商を営んでいた安倍家の経営文書においては延宝3年（1675）以降、銭を1緡^{さし}80枚に束ねたものが銀1匁として取り扱われている¹⁰⁾。しかしながら、元文期以前における銭匁勘定の利用を示す事例としては安倍家文書が唯一であり、その当時、商家においてどこまで普及していたのかという点に関しては大いに疑問が残る。加えて、銀1匁の銭貨量はその時々々の銀銭相場に対応して80文、50文というように変動するなど、あえて銀匁と銭匁を区別する必要のないものであった¹¹⁾。それゆえ、先に指摘したように、銭匁勘定は元文期以降、漸次広範化していったとみなすのが一般的となっている。

2.2 藩札と銭匁勘定との関係

藩札においても宝暦期（1751～64）以降、額面金額が銭匁で表示された銭匁札が発行されるに至った。先に指摘したように、元文期あるいは1740年ごろから、銭匁勘定は西南日本地方所在の大名領国における支配的な価値基準として漸次定着し、その後、領内における通貨不足を埋め合わせるべく銭匁勘定を計算単位とする銭匁札が発行されたといえよう。そして、銭匁札の普及とともに、領内の日常品の価格は銭匁建て（銭貨建て）で表示されるなか、銀遣いはほとんど消滅し、銭遣いが一般化することになった¹²⁾。ちなみに、銭匁勘定に基づく藩札、すなわち銭匁札の初見は、発行時期が確定できるのでみる限り、豊後臼杵藩が宝暦7年（1757）に発行したものである¹³⁾。

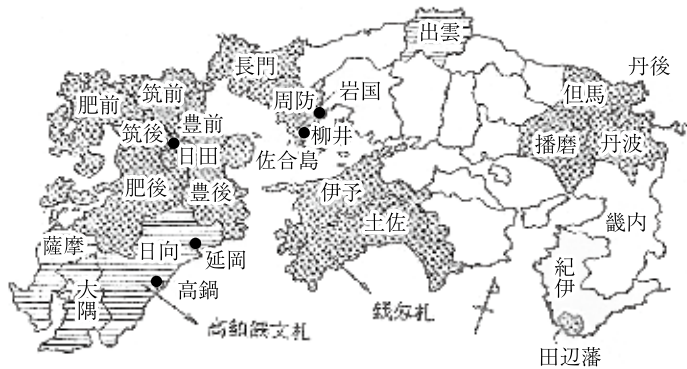
いうまでもなく、領国大名政府による銭匁札の発行に際しては、領内において銭遣いや銭匁勘定が定着していることが前提とされる。そして、銭匁札は銀札が銭札化するとともに藩札1匁当たりの内実銭量を固定化するという

10) 岩橋勝「防長地方の藩札と80文銭勘定」〔徳山大学総研レビュー〕第17号、2001年。

11) 岩橋勝「江戸期貨幣制度のダイナミズム」（日本銀行金融研究所『金融研究』第17巻第3号、1998年7月）66頁。

12) 岩橋「ダイナミズム」69頁。

13) 新保「断章」123頁。



第1図 西日本における銭札の発行分布状況

(出所) 第2表に同じ。

かたちで現出したと考えられる¹⁴⁾。ちなみに、第1図は西日本地方における銭札および銀札の分布状況を示したものである。この図からも明らかなように、銭札は九州・中国・四国地方のみならず、丹波・丹後・但馬・播磨国などの畿内地方でも発行されている。

ただし、中国地方の場合、美作・備前・備中・備後・安芸・因幡・石見国など、そもそも銭札勘定の普及が確認されていない地方において発行された藩札は銀札にとどまり、銭札は発行されていない。また、大坂に近接する播州地方の場合、銀札と銭札とが併存して流通するにとどまらず、①銀札が主流の地域、②銭札が強い地域、③ほとんど併用されている地域、に区分されるなど、その流通状況は一様ではないことが明らかになっている¹⁵⁾。

次に、銭札の発行を年代別にみると、第3表のとおり、文政期(1818～30)以降に増大していることがわかる。その背景としては通常、経済発展に伴い大名領国内における貨幣需要が増大する一方で、幕府貨幣の流入が十分でなかったために生じた通貨不足の充足や大名領国政府の財政赤字補填を狙

14) 岩橋「ダイナミズム」69頁。

15) 岩橋勝「播州における銭札流通」(近畿大学『商経学叢』79号、1984年)および同「播州における銭札遣い」(『松山商科大学60周年記念論文集』、1984年)。

第3表 銭匁札の年代別発行状況

種別	匁銭札			高額銭文札		
	文化以前	文政以降		文化以前	文政以降	
藩札	丹後（1）	常陸（1）	伊予（3）	陸奥（1）	陸中（6）	筑後（1）
	播磨（4）	丹後（2）	筑前（3）	大和（1）	羽後（3）	豊前（1）
	周防（2）	但馬（1）	豊後（9）	河内（1）	伊勢（1）	肥前（1）
	伊予（2）	播磨（15）	肥前（5）	筑前（1）	河内（1）	日向（5）
	筑前（2）	石見（1）	肥後（6）		播磨（1）	薩摩（1）
	筑後（3）	備中（1）			筑前（1）	
	豊後（2） 肥後（5）					
私札	播磨（8）	加賀（4）*	備中（1）	陸中（1）	陸中（5）	摂津（2）
	備中（1）	山城（1）*	備後（1）		羽後（3）	出雲（無数）
	土佐（8）	和泉（1）*	紀伊（4）		越中（5）	筑後（1）
	豊前（1）	丹波（5）*	土佐（17）		山城（1）	
	肥前（1）	但馬（19）*	豊前（3） 播磨（25） 豊後（1）			

典拠：荒木豊三郎（1972）。

- 注：1. カッコ内は件数。同一年の複数額面発行のばあいも合わせて1件とした。
 2. 匁銭札の年不詳（*印）は文政以降に区分した。
 3. 旗本札は藩札に類別した。
 4. 藩札のうち、飛地のみ通用は現地発行とした。

（出所）岩橋「『銭遣い』」。

いとして藩札発行に踏み切る諸藩が増大したことが挙げられる。

岩橋教授は、これら銭匁取引や銭匁札の発行増大を根拠として、江戸時代後期の西南日本においては銭匁勘定という計算貨幣を利用した財物の売買および支払決済慣行が広く普及していたと主張したのであった。これが銭匁勘定の考え方であり、最終的には、西日本においては銭貨が価値基準および一般的な交換手段になって各種財物が取引されるという、「東の金遣い、西の銀遣い」に匹敵する「銭遣い」経済圏が存在したと主張する。なお、「銭遣い」あるいは銭匁勘定の場合、その特色は銭貨が価値基準あるいは計算貨幣として利用されるところにあり、資金の実際の受け渡しに金銀貨が利用されるこ

ともありうる。

こうした捉え方に対し新保教授は、「匁銭札は明らかに『銀遣い』なるが故に成立しているものであり、銭貨が銀貨体系の一環として組み込まれて包摂されているとみななければならない」として、「匁銭札はまさに銀札の一亜種というべきである」という反対論を述べている¹⁶⁾。新保教授による批判は、子細に検討するとわかるように、畿内周辺において観察された変動銭匁勘定を前提としたものであり、西南日本地方に典型的な固定銭匁勘定は批判の対象となっていない。それゆえ、銭匁札を単純に「銀札の亜種」として捉えることはできない。こうした混同がみられたこと自体、「銀遣い」経済圏が初めて主張された当時、岩橋教授による説明の本旨が必ずしも正確に伝わらなかったため、銭匁勘定に関する共通の理解が成立していなかったことを示唆している。

2.3 銭匁勘定の位置づけおよび形成をめぐる議論

このように、銭匁勘定が江戸時代後半、西南日本を中心に広く普及していたことは否定のしようがない事実であり、通説として受け入れられている。しかし、それを江戸期幣制のなかでどのように位置づけるべきか、すなわち銀遣いの亜種なのかあるいは真に「銀遣い」を意味しているのかという問題に関しては、現在までのところ、意見の一致をみていない。

その一方で、銭匁勘定の現出を促した背景に関しては、銭匁勘定自体、徳川幕府による貨幣政策の混乱を主因に銀銭相場が乱高下するなかで、価値の安定した交換手段の確立を目指して領国内で自律的に登場したということでは概ね見解が収斂している¹⁷⁾。たとえば、藤本教授は、元禄から享保期にかけて実施された改鑄に伴う銀貨価値の混乱への対応措置として考案された、銭貨の枚数を基準に銀貨価値を示す銭匁勘定が銀遣いの下にあった西日本の大名領国における価値基準あるいは交換手段として広く利用されるなか、領国

16) 新保「断章」123頁。

17) 安国良一「貨幣の機能」(『岩波講座日本通史 12 近世2』岩波書店, 1994年)。

計算貨幣として現出するに至ったと主張する¹⁸⁾。

一方、岩橋教授は伊予・土佐・防長地方における銭貨の流通実態に関する研究結果に基づき、これらの地方において元文期（1736～41）以降に銭匁勘定が成立するに至った背景に関して次のような所説を展開している¹⁹⁾。すなわち、元文の改鑄に伴い銀貨の価値が下落するなかで銭貨増鑄による出回りもあって新銀貨建てでの取引が忌避されるなかで、享保期に安定していた旧銀貨建ての銀銭相場を基準とする銭匁勘定取引が選好され、その後、定着するようになったという見解を提示している。しかし、旧銀貨基準の銀銭相場が選択された経済的事情や背景については具体的に示されていない。

この主張はまた、経済理論の立場からすると、貨幣の使用者である民衆が金・銀貨よりも価値の安定していた銭貨建てでの取引を求めたという需要面での変化を所与として、次に掲げるような2段階を経て広範化するに至ったことを意味していると解釈できる。すなわち、まず銀匁表示の取引が銀銭相場の変動に応じて内実銭量が変動するという銀建て取引と実質的に同等な「銀匁」勘定に取って代われ、次いで銀1匁当たりの内実銭量を固定した銭匁勘定へと移行のうえ定着したと理解されるのである²⁰⁾。

藤本、岩橋両教授による所説は、江戸期幣制の展開のなかで銭匁勘定の形成を議論するものであるため、それなりの説得力を有している。しかし、十分とはいえない。藤本教授や岩橋教授の議論の場合、大名領国内部において自律的に銭匁勘定が現出し、それを前提として銭匁札が発行されるに至ったと暗黙のうちに想定されているほか、銭匁勘定が選択されたとしても、それが領国内での銀銭相場を一律に固定するまで普及するに至った根拠が明白に

18) 藤本隆士「近世における銭貨流通の一考察——福岡藩の「匁銭」成立を求めて——」（九州大学経済学会『経済学研究』第49巻第4・5・6合併号、1984年）、同「秋月藩における匁銭の成立——近世九州の銭貨流通の一形態——」（大阪経済大学日本経済史研究所『経済史経営史論叢』1984年）。

19) 岩橋勝「近世銭貨流通の実態——防長における銭匁遣いを中心として——」（『大阪大学経済学』第35巻第4号、1996年3月）、同「ダイナミズム」69頁。

20) 岩橋「ダイナミズム」68頁。

なっていないからである。加えて、民間部門での商取引慣行として始まった銭匁勘定が領国内での支払決済慣行として確立するに際しては、大名政府の関与が不可欠となるという事実を軽視するわけにはいかないであろう。領国内での支払決済に関し、強制力を伴う措置を実施できる主体は大名政府において存在しないからである。しかし、この点についても、説得的な議論が展開されるまでには至っていない。

3 江戸期幣制の特色と大名領国における貨幣の流通実態

3.1 江戸期幣制の特色

以上のとおり、銭匁勘定にかかわるこれまでの研究の場合、商家の帳簿類など各種史料や藩札発行事例の分析を通じて、その普及度合いを立証することに主眼がおかれている。しかし、そうした接近方法をとる限り、個別事例による例証という域を脱することができないほか、銭匁勘定が領内の支払決済慣行として確立したことを立証するのも困難となっている。言い換えると、銭匁勘定にかかわる研究は個別事例研究にとどまり、その一般論が確立されるまでには至っていないのである。そうした事態を克服するためにも、銭匁勘定にかかわる一般論の確立が現在、喫緊の課題になっているといえよう。

このような問題意識のうえに立って本稿では、銭匁勘定の一般論に関する私見を提示することにした。その際、最も重要となるのは地方所在の大名領国内における貨幣の流通状況であり、その辺りに銭匁勘定にかかわる一般論確立の鍵が隠されているのではないかと判断される。しかしながら、これまでの研究の場合、個別事例が重視されるあまりにそういった視点が等閑にされていたといっても過言ではない。それゆえ、この問題から検討することにした。

最初は江戸期幣制の特色の確認である²¹⁾。江戸時代の貨幣制度は、三貨制

21) 江戸期幣制の特色に関する議論については、たとえば岩橋「近世の貨幣・信用」、宮本又郎・鹿野嘉昭「徳川幣制の成立と東アジア国際関係」(神戸大学経営経済学会『国民経済雑誌』第179巻第3号、1999年)を参照。

と称されるように、徳川幕府が発行した金銀銭貨という三貨がいずれも公鑄貨あるいは基本貨幣として全国各地で無制限に通用するとともに、両、匁、文というそれぞれに独自の貨幣単位にしたがって交換手段や価値尺度として利用されていた。加えて、江戸時代においては貨幣の流通は、「東の金遣い、西の銀遣い」と称されるように地域的に異なっていた。

すなわち、小額貨幣として全国で広く利用されていた銭貨を除けば、東日本では金貨建て・金貨支払いが主流であった一方、西日本では銀貨建て・銀貨支払いが大部分を占めるなど、貨幣の利用は地域的にも異なっていたのである。また、加藤慶一郎流通科学大学教授が明らかにしたように、東海道など街道筋の宿場町では小額決済に適した銭貨が広く流通していた²²⁾。その一方で、銭貨は嵩高かつ重くて持ち運びに不向きなため、旅行者は金銀貨を携行のうえ、必要に応じて銭屋で銭貨に両替していたのである。

財物の価格表示も商品ごとに異なっており、金遣いの江戸においても大坂から輸送されたものについては、原則として銀目で表示されていた。ただし、典型的な銀貨である丁銀の場合、その重量は30～50匁であり、少なくとも二分金1枚あるいは銭貨2000枚に相当する。このように銀貨も金貨と同様に高額貨幣であり、主として商人間の大口取引の決済手段として利用されていた。それゆえ、武士や町人が日常取引の決済手段として銀貨を利用するのは稀なことであり、銀目であっても、銀30匁以下の財物の取引の決済には銭貨が利用されていたと判断される。

金銀銭貨という金属貨幣が日々の交換手段として武士や農民などにより広く利用されるためには、そういった貨幣が大量に流通していることが前提となる。16世紀半ばから17世紀末までの間、日本は世界でも有数の金銀の産出国であり、これが金銀貨の鑄造と流通を支えてきた。しかし、日本の金銀産出量は鉱山の枯渇を背景に、幕府貨幣が全国に広く浸透した寛文期（1660

22) 加藤慶一郎「近世の旅と貨幣——文化・文政期の東海道を中心として——」（奈良県立大学『研究季報』第17巻第3・4合併号、2007年3月）。

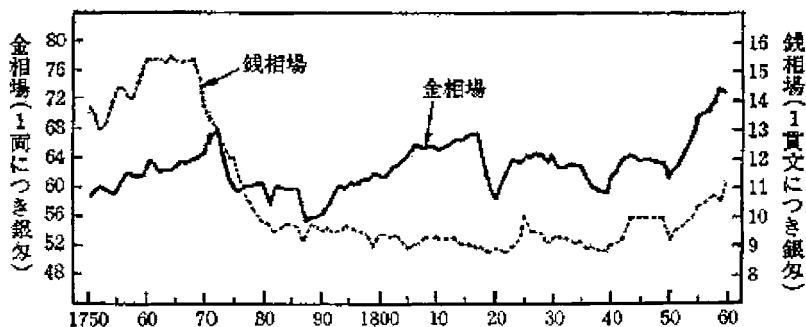
年代)ごろから大きく減少した。加えて、寛文4年(1664)の金輸出解禁を契機として、銀貨のみならず、金貨も大量流出することになった。その一方で、国内経済の成長・発展とともに貨幣に対する需要は着実に増大していった。

そうしたなか、17世紀後半になると、通貨不足が深刻な経済問題として浮上してきた。さらに、元禄期(1688～1704)に入ると、五代将軍綱吉による豪華な生活や各地で発生した大火・風水害などに伴う支出の急膨張を主因として、幕府財政は危機的な状況に陥った。こうした事態への対応措置として徳川幕府により実施されたのが、貨幣の改鑄と地方貨幣としての藩札発行の容認であった。以下では、これらの措置の変遷について、やや詳しく論じることしよう。

3.2 江戸期幣制の貶質

江戸期幣制の貶質を促した第1の要因は貨幣の改鑄である。徳川幕府は元禄8年(1695)、金銀貨の大量流出および貨幣素材不足を主因に浮上した通貨不足に対処するべく、金銀貨の純分含有量あるいは量目を引き下げて貨幣供給量の拡大を図るという貨幣の改鑄を断行した。貨幣の改鑄は、多くの場合、金銀貨のいずれかに偏して切り下げが実行されるなど、日本国内における国際相場と乖離した金銀貨価値の設定および金銀比価の現出を招来したが、それはまた、鎖国という貿易管理政策を背景とした内外市場遮断措置により支えられていた。江戸時代を通じて貨幣の改鑄は、実価の引き上げを目的として実施された正徳・享保の改鑄を含め、合計8度行われた。

実際、徳川幕府は、17世紀末から18世紀前半にかけて元禄・宝永および正徳・享保の改鑄を実施した。この幕府による貨幣政策の変更は、金銀貨と銭貨との交換相場を激変させた。とくに銀貨の場合、元禄・宝永の改鑄により5回にわたって小刻みに銀貨の品位が引き下げられた後、正徳の改鑄により慶長銀貨の水準にまで一挙に引き上げられるなど、その価値は目まぐるしく変動し、つれて銀銭相場も元禄期(1688～1704)から正徳期(1711～16)に



第2図 大坂における金相場、銀相場の推移

（出所）新保博『近世の物価と経済発展』（東洋経済新報社、1978年）

かけて大きく乱高下した。その後、第2図に示されたとおり、銀銭相場は18世紀後半には上昇から下落に転じ、天明期（1781～89）に入って漸く銭1貫文につき銀9～10匁という水準で安定する。当然のこととして、徳川幕府の銭貨鑄造政策も銀銭相場の動きに強い影響を及ぼしており、銭貨の増鑄が明和期（1764～72）以降の相場下落を誘導したと理解されている²³⁾。

銀銭相場の乱高下はまた、銀銭貨保有に関する投機的な動きを招来する。たとえば、先行き銭貨高期待が支配的な局面においては銭貨退蔵の動きが台頭する一方、銭貨安期待が強まれば銀貨が選好されると同時に手持ち銭貨の取り崩しが進む。ただし、投機的な行動が実現するに際しては、銀銭貨とも潤沢に供給されていることが前提となるが、銀貨の供給自体、先に指摘したように、銀鉱山の枯渇や海外への大量流出を主因として不足傾向に転じていたため、銀銭相場の乱高下にもかかわらず、そういった動きは必ずしも広範化しなかったと考えられる。そうした状況下、経済の原則に照らすと、銭匁勘定が本格的に普及するのは銭高に歯止めのかかった宝暦・明和期（1751～72）以降のことと判断される。実際、この時期と相前後して藩札においても、

23) 銀銭相場の推移に関する議論の詳細については、新保博『近世の物価と経済発展』（東洋経済新報社、1978年）を参照のこと。

銭匁札の発行が始まったのである。

19 世紀入り後も、文政期 (1818 ~ 30) および天保期 (1830 ~ 44) に改鑄が実施された。これらの改鑄の場合、小判や丁銀に含まれる金銀量が引き下げられたほか、二朱銀、一朱銀、二朱金、一朱金という小額金銀貨が新たに鑄造・発行されたところに特色がある。たとえば、文政の改鑄の場合、総額 484 万両にのぼる金銀貨 (ただし、丁銀を除く) が鑄造されたが、そのうち 321 万両 (およそ 66%) は額面金額が二朱以下の小額金銀貨が占めていた。これらの小額金銀貨は、その後、江戸や大坂を中心として広く流通し、交換手段としての銭貨に対する需要を相対的に後退させる方向で作用した。

第 2 は藩札発行の容認である。藩札とは、領国大名政府が金銀貨を準備資産として発行する通用地域が領内に限定された紙幣のことをいう²⁴⁾。藩札の発行は寛文元年 (1661)、福井藩に始まり、宝永 4 年 (1707) から享保 15 年 (1730) までの 20 余年間、一時的に発行禁止となったが、その後、明治期に至るまでの間、全国各地で途絶えることなく発行された。とくに 19 世紀に入ってからは藩札の発行はほぼ全国に普及し、地方貨幣として欠くことのできないものとなったと理解されている。ちなみに、明治 4 年の廃藩置県時には 244 藩・14 代官所・9 旗本領、全国諸藩の約 8 割が藩札を発行するなど、藩札は大名領国内における交換手段地方貨幣としてきわめて重要な役割を果たしていたのである。

藩札の発行に際し各藩では、隣接する藩あるいは親密藩の事例を参考にしつつ、詳細な通用仕法を制定のうえ領民に公示していた。そのため、各藩の藩札運用規則はきわめて類似していた。藩札発行にかかわる基本的なルールは、おおむね次のような条項からなっていた。すなわち、①領内における正貨の流通禁止 (ただし、例えば銀 2 分以下の小額取引を除く)、②個人間の正貨・藩札引替取引の禁止、③藩札から正貨への引き替えは、藩外支払目的を除き

24) 藩札の流通状況やその性格をめぐる議論については、鹿野嘉昭「委託研究からみた藩札の流通実態」(日本銀行金融研究所『金融研究』第 15 巻第 5 号、1996 年)、同「いわゆる藩札=信用貨幣論争について」(同志社大学『経済学論叢』第 55 巻第 4 号、2004 年)を参照のこと。

禁止する、④藩士への禄、給料（現金支給分）等はすべて藩札で支給する、⑤年貢等藩政府への支払いは藩札で行う、といった規則が定められていたのがあった。

その一方で、藩札の流通実態は、各藩のおかれていたその時々を経済環境や藩当局の財政運営態度の相違などを背景として、藩ごとに大きく異なっていた。十分な兌換準備の確保、有力な商人の信用の利用などにより、藩札に対する領民からの信認が高かった藩では、藩札は円滑に流通していた。しかし、藩札が兌換準備を大きく超えて濫発された藩では、藩札価値の急落や札騒動という一種の取り付けが発生した。その意味で、節度ある藩財政運営が円滑な藩札流通の基礎を形成していたといえることができる。

藩札の発行容認は、江戸時代における貨幣供給のあり方そのものに起因する。すなわち、金銀銭貨は幕府財政の支払いを経由して市中に供給されたが、そうした諸支払いの多くは江戸、大坂、京都といった幕府直轄の大都市に集中する傾向が強かった。その結果、これら大都市やその周辺地域以外では、大都市との間での物産の交易以外に貨幣の流入経路を見出し得なかった。そうした状況下、比較優位にある特産物を有しない諸藩を中心に、経済発展に伴う貨幣需要の増大とともに深刻な通貨不足に直面することになり、徳川幕府は、地域的な貨幣需給の不均衡是正手段として藩札の発行を容認したのであった²⁵⁾。

藩札発行に踏み切った大名領国においては、通貨不足問題は一応の解消をみたものの、藩札の専一流通の強制に伴い、それまで流通していた銀貨は藩庫に吸収され、市中で利用可能な公鑄貨は銭貨のみという状況に陥り、銀目の名目

25) ここで重要なのは、特産物の有無ではなく、当該特産物が幕府貨幣の領国内への流入に対しどの程度寄与したのかという点である。小倉藩の石炭、佐賀藩の陶器など、九州の諸藩はそれぞれ特産物を有していたが、そういった藩のほとんどにおいて銭匁札の発行が確認できる。特産物による領外収入があったとしても、領外支出がそれを大幅に上回れば、通貨不足となって、藩札が発行されるなど、藩札の流通状況は純領外収入の多寡に依存しているからである。実際、丸亀藩では特産物である砂糖の領外販売の拡大に伴い幕府貨幣の流入が順調に推移したことを背景として、寛政期からペリー来航までの間、藩札は順調に流通していた。その一方で、対馬藩田代領で発行された銀札の場合、特産物である生蠶の経営が順調ではなかったため、銀札崩れに直面することになった。

化が地域的に進むことになった。換言すると、藩札が発行された大名領国においては宝永4年(1707)に札遣い停止令が發布されるまでの間、市中からは金銀貨が姿を消し、日常の経済取引は藩札と銭貨により決済されるなかで、銭貨が金銀貨に代わって基本貨幣としての役割を果たしていたのである。

その後、明和9年(1772)における明和南鐐二朱銀という金貨単位の計数銀貨の発行を契機として、銀目の空位化が進展した。その結果、文政期以降になると、秤量銀貨は現実の貨幣としての機能をほとんど失い、計算単位としてのみ利用されるようになった。そうしたなか、西南日本地方所在の大名領国においては、藩札価値の安定化を目指し、秤量銀貨の流通を前提とする銀札に代えて、交換手段としての価値が銭貨にリンクした銭匁札や銭札の発行が増大するに至ったと考えられるのである。

銭匁札が発行された大名領国の場合、それ以前の銀札発行時との比較において藩札の流通は概ね円滑となり、領内での財物の価格は銭匁建てで表示されるのが一般的になった。そうしたなか、銀遣いは領内からほとんど消滅することになった²⁶⁾。大名領国内においては銭貨が潤沢に流通していたため、銀札とは異なり、銭匁札の兌換に関し領民の多くが懸念を抱くに至らなかったからである。そういった安定的な流通が、先に指摘したように、文政期(1818～30)以降、銭匁札の発行増大を後押ししたといえよう。

この間、藩札の専一流通に関しては、藩令どおりに実施されていた大名領国はどれほどあったのか疑問という声も聞かれる。確かに、藩札を発行した畿内諸藩の多くでは藩札と幕府貨幣との混合流通が容認されていたほか、八木哲浩神戸大学教授は「定目にたとい銀札の専一流通をうたっていても、実際は正貨と銀札の混合流通がおこなわれ専一流通がみられないのが普通」と喝破している²⁷⁾。加えて、岩橋教授が見出したように、藩札の専一流通が課された岩国藩領柳井津所在の小田家の帳簿においては、幕府正貨の金銀貨が

26) 岩橋「ダイナミズム」69頁。

27) 八木哲浩「赤穂藩における藩札の史料収集と研究」(日本銀行金融研究所委託研究報告 No.4 (62), 1997年9月)2頁。

貨幣資産の少なくとも過半を占めている。この問題は藩札の流通状況にかかわる研究のなかで明らかにされる必要があるが、ここでは次の2点を指摘しておきたい。

第1は、藩札はそもそも、領内における通貨不足への対応に加え、藩内の有力商人が所有していた銀貨を藩庫に収奪のうえ財政赤字を補填することを目的として発行される。それゆえ、少なくとも藩札の発行当初においては、商人の手許にある銀貨との引き換えで発行されるという事実を否定することはできない。第2に、その一方で、藩札が発行されると、商人の手許から幕府貨幣がすべて無くなるということはある得ない。藩札との引き換えで藩庫に収奪される商人保有の幕府貨幣額は基本的には藩札の発行高に依存しており、個々の商人への藩札割当額が貨幣保有高を下回れば、商人の手許には必ず幕府貨幣が残るはずであり、領国大名政府でもそういった対応をとったのではないかと推察される。

3.3 地方所在大名領国における貨幣の流通状況

以上のとおり、江戸時代、江戸、大坂、京都といった徳川幕府の直轄地においては金銀貨が支払手段として流通していた一方で、地方所在の大名領国においては18世紀半ば以降、藩札が領内限りの地域的な交換手段として広く利用されるようになるなど、金銀遣いよりも札遣いのほうが一般的となっていたのである。加えて、武士や農民からみた場合、高額貨幣である金銀貨は日常取引の決済手段としては使い勝手が悪いため、小額貨幣である銭貨のほうが選好された。

実際、紀州田辺藩においては、商家に入った泥棒が得た通貨は銭貨ばかりであり、重たくて持ち運べなかったため、途中で捨てざるをえなかったという事例が報告されている²⁸⁾。また、山陰地方を回った商人の旅日記を読むと、藩境で銭匁札と幕府貨幣との交換を幾度となく行っている。19世紀になると、全

28) 岩橋勝「近世後期南紀における貨幣流通」(『松山大学論集』第12巻第4号, 2000年10月)23頁。

国人口のほぼ8割を占める諸藩の農民や町人等の庶民による日常生活は、藩外に旅行する場合を除き、ほとんど藩札と銭貨で賄われるなど、実質的な札遣いは江戸、大坂、京都を除く日本全国に広く普及することになったのである。

そうしたなか、地方所在の大名領国においては、領内取引と領外取引とでは使用される通貨が異なるようになった。すなわち、年貢米の売却、幕府御用、江戸詰め費用といった領外取引は幕府貨幣により決済される一方、領内での取引については藩札および銭貨が充当されるなど、領外取引＝幕府貨幣、領内取引＝藩札および銭貨という一種の棲み分けがなされていたのである。岩橋教授は、この事実に着目のうえ、大名領国内における貨幣使用のあり方は「いわば二重経済であった」と指摘している²⁹⁾。いうまでもなく、領外取引に実際に従事していたのは領国大名と有力商人であり、藩庫および商人の手許には金貨あるいは銀貨という幕府貨幣が蓄積されていた。こうした貨幣使用にかかわる棲み分けや慣行の存在自体、東北地方や西南日本においては銭貨が価値基準となる「銭遣い」経済圏が領内取引に限って現出していた可能性を示唆しているといえよう。

この点に関連して浦長瀬教授は近年、土地の売り渡し証文に記載された取引手段の変遷から各地における貨幣の流通実態を仔細に検討のうえ、次のとおり東北・九州地方および長門国・周防国における土地取引の場合、1720年以降、銭貨が取引手段として広く使用されるようになったという結論を導いている³⁰⁾。すなわち、第1に、東北・九州地方の場合、1720年代、1740年代および1770～80年代に共通して土地取引に際しての価値基準に採用された貨幣は次のとおり変化した。1720年代に入ると高額貨幣が使用されなくなるなかで銭貨の利用割合が大きく高まり、1740年代には銭欠遣いも含めて銭貨の利用が一般的な形態となった。さらに1770～80年代に入ると、米が利用

29) 岩橋『「銭遣い」』85頁。

30) 浦長瀬隆「17・18世紀東北地方における貨幣流通」(神戸大学『国民経済雑誌』第179巻第3号, 1999年), 同「近世九州地方における貨幣流通」(『国民経済雑誌』第183巻第2号, 2001年), 同「近世長門国・周防国における貨幣流通」(『国民経済雑誌』第186巻第5号, 2002年)。

されていた東北地方の一部の地域においても銭貨が利用されるようになった。第2に、そうした貨幣使用実態の変化は各地における幕府貨幣の相対的な流通量と密接に関連しており、1720年代における貨幣使用の変化は正徳の改鑄による金銀貨の鑄造量の減少が、1740年代は元文の銭貨の増鑄が、また1770～80年代については明和・安永における銭貨の増鑄がそれぞれ原因として作用したと考えられる。

浦長瀬教授が確認した東北・九州地方所在の大名領国における貨幣の流通実態は、本来的には金銀貨という高額貨幣が使用されるべき土地取引にも小額貨幣である銭貨が利用されていたことを示唆している。その一方で、関東地方における土地取引の決済には遅くとも17世紀後半までに金貨の使用が支配的となっていたことが確認されている³¹⁾。これらの事実を重ね合わせると、東北・九州地方における通貨不足は金銀貨という高額貨幣の分野で生じた現象であり、金銀貨の供給が相対的に不足していた状況下、次善的な措置として大名領国内での流通量が安定していた銭貨が高額取引の価値基準および決済手段に使用されるに至ったと考えられる。ただし、実際の貨幣の受け渡しに際し銭貨あるいは藩札のいずれが利用されたのかという点に関しては、判然としない。しかし、土地の売り手は価値の安定した貨幣での支払いを求めするため、藩札よりも銭貨のほうが選好されたといえよう。

実際、九州等の西日本地方では、渡来銭を交換手段に利用するという慣行が古くから存在し、銭貨が各種経済取引の表示・決済貨幣に利用されていた。17世紀後半になると銀目の藩札が発行されたが、そのこと自体、諸藩においては商品経済の進展とともに通貨不足が深刻な経済問題として浮上したことを意味している。そして、藩札の発行とともに藩札の専一流通が課され、領国内の銀貨は藩庫に吸収されるなか、銀貨が市中から姿を消した。そういった大名領国内での通貨の地域的な流通状況を前提として、藩札と銭貨が財物の交換手段に利用された。換言すると、藩札が発行された大名領国において

31) 浦長瀬隆「近世関東地方における貨幣流通」（神戸大学『経済学研究年報47』、2000年）。

は宝永 4 年 (1707) に札遣い停止令が発布されるまでの間、日常の経済取引は藩札と銭貨により決済されるなど、「銀遣い」が標榜されているにもかかわらず、大名領国においては銭貨が地域的な価値基準および交換手段として重要な役割を果たしていたのである。

この間、東北地方では 17 世紀末まで、領国金銀貨が広く流通していた。それが徳川幕府による幣制の統一が進展するなかで姿を消し、18 世紀前後からは銭貨が交換手段の中心になっていった。そうしたなか、東日本での通貨需要を充足するべく、江戸やその周辺の東日本地方において銭貨が鑄造・供給されたと考えられる。このような事情を反映するかたちで東北地方の場合、西日本とは異なり、そもそも銀貨が交換手段や価値基準として重要な地位を占めていなかったため、銭匁勘定が現出することはなかったと結論づけられよう。

3.4 西日本地方において不足していた通貨は銀貨

このように、西日本地方の大名領国における通貨不足とは銀貨不足のことであった。その一方、銭貨に関しては領国内での貨幣需要を充足しうるだけの流通量は確保されており、そうであったがゆえに銭貨が 18 世紀半ば以降、「銀遣い」と称されるように地域的な価値基準および交換手段として重要な役割を果たすようになったと考えられる。したがって、大名領国への貨幣供給において、銀貨が不足する一方で銭貨は安定的に供給されるという非対称的な動きがなぜ発生したのかが問われなければならない。当然のことながら、各種の史料を読み込んでも、この問題に対する回答は得られない。回答を得るためにはマクロ経済的な視点が不可欠であり、これまでの研究史においても藤本、岩橋、浦長瀬教授がそういった観点のうえに立って徳川幕府の改鑄政策や銭貨鑄造政策が大きな影響を及ぼしたという仮説を提示している。

実際、藤本教授が銭匁勘定の存在を主張する根拠とした、平戸藩で捕鯨業を営んでいた益富家の文化 13 年 (1816) の算用帳を仔細に検討すると、大坂での鯨に関連する商品の売上代金はすべて銀貨で収納している一方で、大坂

在住の有力両替商である炭吉に銀3貫615匁47を預けた後の純利益である銀943匁79のほとんどすべてを銭貨で持ち帰っていることがわかる。換言すると、大坂で得た銀貨建て純益を領国に持ち帰るに際しては、わざわざ銭貨に交換しているのである。このような行動を有力商家の多くが採った結果、西日本所在の大名領国においては銀貨に代わって銭貨が大量に流入したと考えられる。いうまでもなく、その背景のひとつとしては、大坂を出港する際、銭貨を底荷や商品として積むことが常態化していたことが指摘できる³²⁾。しかし、それだけでは十分とはいえない。

それゆえ、西日本地方においては18世紀以降、なぜそうした行為が広範化するに至ったのかが問われなければならない。この問題は藩札発行と密接に関連しており、商家が大坂との領外取引で得た銀貨を領国に持ち帰るとともに資産として蓄積していた場合、領国政府の命令により価値変動の大きい藩札との引替えを強制されるおそれが強いと、財産保全を狙いとして銭貨が選好されたと考えられるのである。すなわち、西日本地方では寛文期（1661～73）以降、藩札発行が増大したが、その際、領国大名政府は藩札の専一通用を義務づけたうえで商家や一般庶民が保有する銀貨と藩札との引替えを実施した。このようにして商家等が長年にわたって蓄積した銀貨が領国大名政府により強制的に収奪された一方で、宝永4年（1707）に一時停止に至るまでの間、藩札の流通価格は概して低調に推移した。そのため、商家をはじめとして藩札を引き受けた領民は、その流通価格の下落とともに意図せざる損失負担を強いられることになったのである。

当然のこととして、そうした損失負担を喜ぶ者は誰もいない。それゆえ、領外取引を営む商家では自己防衛的に、領外で得た代金（銀貨）を銭貨に替えて持ち帰るという行動を意図的に採用したと考えられるのである。銀1匁未満の小額藩札の発行には多大なコストを要するため、領国大名政府は通常、藩札の専一流通を強制した場合でも一定金額以下の小額取引に関しては銭貨

32) 中川すがね『大坂両替商の金融と社会』（清文堂、2006年）171-172頁。

での支払決済を容認していたほか、銭貨については藩札との引替え義務がとくに課されていなかったからである。こうした制度運営面での取扱いを「抜け穴」として利用のうえ、領外取引にかかわる売上代金を銭貨に替えて持ち帰れば、領国政府に収奪されることはなかった。このような事情を背景として札遣いが停止された宝永期以降、西日本地方所在の商家の多くは将来の藩札再発行を見越し、正貨の代わりに銭貨でもって売上代金を領内に持ち帰ったといえよう。

問題となるのは、そうした行動が本当に顕現していたか否かである。確たる証拠は存在しないが、岩橋教授が見出した伊予松山藩の藩札政策はその辺の事情を如実に物語っていると判断される。すなわち、松山藩では享保 15 年 (1730)、札遣いの解禁とともに藩札の再発行に踏み切ったが、その際、「銀札の最低額面金額以上の取引については銭貨建て取引を禁止するとともに、銭貨を藩札に引き替えて利用する」ことを札場定書で定めたほか、元文 5 年 (1740) の藩通達では「何百何十文と相極める取引を禁止する」として高額物件の取引における銭貨の利用を禁止している³³⁾。岩橋教授は、これらの規定は領内が銀遣いであったから銀札が発行されたわけではないことを示すものと解釈している。しかし、実態的にはむしろ、先に指摘したとおり、松山藩所在の商家の間では自己防衛的に財産を銭貨で保有するという行動が広範化し、藩札の利用が忌避されるなか、そうした動きに歯止めをかけるべく設けられた規定と解釈するほうが適切と考えられるのである。

3.5 幕府による改鋳も大名領国の通貨不足を促す

加えて、徳川幕府による金銀貨の改鋳も地方所在の大名領国における貨幣需給を銀貨不足の方向で作用したと考えられる。以下、この点について詳しく説明することにしよう。

貨幣の改鋳は通常、貨幣素材不足の下、現に流通している金銀貨や古金銀

33) 岩橋「伊予」229-234 頁。

貨を新金銀貨に鋳直すというかたちで実行されるため、流通貨幣の回収が先行する。それゆえ、地方の大名領国で流通している金銀貨は改鋳の都度、両替商間のネットワークを經由して買い取られ、金座・銀座が所在する江戸や京都に向けて輸送される。いうまでもなく、流通貨幣の買い取りに際しては対価の支払いが必要であり、新たに鋳造された金銀貨あるいは銭貨が利用されることになる。しかし、新鋳造貨と流通貨幣との交換は引き替えと呼ばれ、江戸や大坂の両替商の窓口で行われる。地方所在の大名領国からの流通金銀貨の回収に際し新鋳造貨あるいは銭貨のいずれが実際に利用されたのかについては明らかではないが、前者の多くが江戸や大坂に振り向けられたという事実を踏まえると、銭貨がその対価として支払われたとみなしてもあながち間違いはなからう。

その結果、論理的に考えると、大名領国においては改鋳の度に金銀貨の流通量は一時的にゼロとなり、次いで、領外取引を媒介して入った純流入分だけ金銀貨の流通量が復活することになる。しかしながら、通常は回収額が純流入分を上回るため、貨幣改鋳とともに大名領国では金銀貨の流通量が減少する。このようにして、改鋳は大名領国における金銀貨の流通量を減少させる方向で作用する。それゆえ、17世紀後半から実施された貨幣の改鋳は「銀遣い」の西日本地方において銀貨不足を招来したと考えられよう。

江戸時代、貨幣の改鋳は通常、金銀の純分を引き下げる方向で実施されたが、正徳・享保の改鋳（1714～36）の場合、純分を引き上げる方向で実施された。その結果、18世紀前半になると、マクロ的な貨幣流通量そのものが減少を余儀なくされたため、大名領国における通貨不足はさらに深刻なものとなった。そうした環境変化を受け、浦長瀬教授が見出したように、西日本地方においては享保期以降、銀貨不足を補うべく、銭貨の利用が拡大していったほか、徳川幕府も享保15年（1730）に藩札発行の再開を容認せざるを得なかったと考えられるのである。

また、しばしば指摘されるように、正徳・享保の改鋳の結果、金銀貨の流

通量が著しく減少するとともに³⁴⁾、米価をはじめとして物価も大きく下落した。そうしたデフレ経済の下、九州・東北地方においては大坂や江戸からの金銀貨の純流入がさらに細った一方で、銭貨については正徳・享保期を通じて増鑄されたことを主因として比較的順調に流入していた。藤本教授や浦長瀬教授は、こうした金銀貨の供給量減少を前提に 1720 年ごろを画期として、領内での流通量が相対的に潤沢であった銭貨が交換手段のみならず価値基準にも採用されることになったと指摘している。正徳・享保の改鑄は銀銭相場の乱高下を媒介として銭匁勘定の登場を促すとともに、金銀貨供給量の大幅減少を通じて銭貨に対する需要を増大させる方向で作用したのである。

その後、享保 15 年 (1730) になると徳川幕府により札遣いが再び解禁され、銀遣いの大名領国においては銀貨が藩庫に吸収され、幕府公鑄貨のうち銭貨のみが市中を流通するようになった。幕府ではまた、商品経済の進展に伴う貨幣需要の増大に対応すべく、元文期以降も引き続き銭貨の増鑄に努めた。その結果、西日本や東北地方においては大量に流入した銭貨が価値基準としての機能をさらに強めることになったのである。この間、東北地方においては、江戸時代に入ってもなお領国大名政府が鑄造した銀貨 (領国銀貨) が流通していたが、元禄の改鑄を契機として領国銀貨が姿を消したことも、銭貨が基本貨幣として機能することを促したと判断される。

いずれにしても、江戸期幣制の場合、金銀銭貨は幕府財政を經由して市中に散布されるという独特の発行方法が採用されていたため、全国の大名領国における貨幣の需給が過不足なく満たされることはなかった。加えて、大名領国への幕府貨幣の流入は米や特産物などの領外への純移出額により規定されるため、経済発展とともに通貨不足に直面することになった。加えて、徳川幕府による改鑄の都度、領内で流通していた金銀貨が回収のうえ領外に移送されたため、通貨不足はさらに深刻なものとなった。そうした事態の改善

34) 実際、岩橋推計 (岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」梅村・新保・西川・速水編『数量経済史論集 1: 日本経済の発展』(日本経済新聞社, 1976 年, 258 頁)) によると、正徳の改鑄後、14 年間で金銀貨の流通額は 3170 万両から 2100 万両へと、34% 方減少している。

策として採用されたのが領国大名政府による藩札発行の容認であった。藩札は、専一流通制の下、大名領国内で流通していた金銀貨との引替えて発行されたため、領内からは金銀貨が姿を消し、藩札と銭貨のみが地域的な交換手段として領民の日々の生活を支えることになったのである。

4 銭匁勘定にかかわる一般論の確立を目指して

4.1 銭匁勘定はなぜ西日本地方で広範化したのか

以上のとおり、江戸時代、江戸、大坂、京都という大都市を除き、地方所在の大名領国においては金銀貨よりも銭貨のほうが基本貨幣として機能していたほか、藩札も領内限りの交換手段として重要な役割を果たしていたのである。このうち前者を重視すると、岩橋教授が指摘するとおり、「銭遣い」仮説が導かれる。ここでは、そういった貨幣の流通実態を前提として銭匁勘定を成立させた要因などについて考えることにしたい。

その際、検討すべき課題としては、①なぜ銀貨と銭貨との交換比率が固定されるに至ったのか、②交換比率を固定することでとくに問題は生じなかったのか、③銭匁勘定はどのようなときに領内の支払決済慣行となったといえるのか、④何が銭匁勘定の利用を促したのか、⑤銭匁勘定の利用に際し地域的な特色はみられるのか、などが挙げられる。以下では、このような問題について筆者なりの考え方を提示する。

最初は、なぜ銀貨と銭貨との交換比率が固定されるに至ったのかという問題である。周知のとおり、銭貨の場合、小額貨幣という性格を反映して、それを大口取引の決済手段として利用するに当たっては大量の個数が必要とされる。加えて、その際、銭貨の払い手・受け手とも、取引金額に等しい個数あるいは枚数がちょうど受け渡しされたことを確認する必要がある。この整理・確認作業に随伴する費用は取引金額が大きくなればなるほど増大するため、小額貨幣である銭貨を大口取引の決済手段として利用するに際しての隘路を形成する。こうした隘路を克服すべく、銀遣いの九州地方ではたとえば

銭60文を1単位として緡につなぎ、この1緡を銀1匁相当として利用のうへ受け渡すという慣行が広く形成されていた。

いうまでもなく、銀1匁に相当する緡銭に含まれる銭貨の枚数は時代により地域により異なるが、大体においてその時その地方の銀1匁に対する銭貨相場を基準として決定されていたようである。実際、藤本教授がかつて示したように、たとえば秋月藩の場合、享保15年(1730)8月には銀1匁80文であったのが翌16年3月には82文、同年8月80文、18年2月には76文とめまぐるしく変動している³⁵⁾。そして、先に指摘したように、大名領国において銭匁勘定が確立した後は概ね、明治期までの間、その水準が維持されたが、大坂に近接する播磨国諸藩などではその時々々の銀銭相場を反映するかたちで随時変更された。

この銀1匁に相当する銭貨で緡銭をつくるという慣行が銭匁勘定現出の基礎を形成したことは否定できない。実際、岩橋教授はこうした点を強調するとともに、銭匁遣い地域において銭1匁の内実量量が一定額に固定されるなかで財物の値段が銭匁で表示されるなか、銭貨が基準貨幣となって文字どおり銭遣いに転じていったと主張する³⁶⁾。ただし、それだけでは不十分である。なぜ西南日本地方に所在の大名領国においてのみ銭匁勘定の利用が広範化していったのかという問題に関する回答が準備されていないからである。この点については、次のように考えても問題はないと判断される。

すなわち、「銀遣い」の西日本地方所在の大名領国における財物の価格は、小額の物品を除き、基本的には銀貨単位の匁で表示されていた。その一方で、先に指摘したとおり、領内では銀貨が極端に不足していたため、銀貨での代金支払いは事実上困難な事態にあった。そうした状況下、相対的にみて潤沢な流通量を有していた銭貨を用いて、銀建て価格を一定比率でもって銭貨建て価格に変換のうへ代金を支払うという行動が民間経済部門において自律的

35) 藤本「秋月藩」195頁。

36) 岩橋「近世の貨幣・信用」443頁。

に登場したと考えられるのである。

さらに、明和9年（1772）における明和南鐐二朱銀に始まる金貨を価値単位とした計数銀貨の発行は、「銀目の空位化」を促すにとどまらず、大名領国への秤量銀貨の流入をさらに減少させた。計数銀貨は丁銀などの秤量銀貨を鋳直すかたちで発行されたため、秤量銀貨の発行残高は減少することになったからである。とりわけ、文政4年（1818）に始まった文政の改鋳以降、増鋳された計数銀貨が秤量銀貨に代わって銀貨の主役となり、天保期（1830～44）初めには銀貨流通量の4分の3を占めるようになった³⁷⁾。

換言すると、「銀目の空位化」の進展とともに西日本地方所在の大名領国に流入する銀貨も計数銀貨に取って替われ、銀目藩札の価値基準（秤量銀貨の匁）と支払準備貨幣（計数銀貨の朱）とが乖離することになった。このように江戸期幣制が貶質するなかで銀銭相場の経済的な意義も漸次、後退を余儀なくされた。そういった環境変化の下で安定的な価値基準の確立を狙いとして18世紀後半以降、領内に限って銀1匁に相当する銭貨量を任意の水準に固定する銭匁勘定が西南日本地方において漸次広範化していったと考えられるのである。そうした流れのなかで文政期（1818～30）以降、先に指摘したように、藩札においても銭匁勘定を価値基準とする銭匁札の発行が増大していったのである。

4.2 小額金銀貨の発行も西日本・東北地方への大量の銭貨流入を支える

この間、銭貨の流通残高は第4表のとおり、天保期（1830～44）までの間、375万両前後で安定的に推移した後、安政期（1854～60）にかけ50万両ほど増大し、幕末を迎えた。そういった銭貨の供給動向を前提とすると、西日本・東北地方へと大量の銭貨が大坂や江戸から流出すれば、当然のこととして、そうした大都市の銀銭相場においては銭高銀安傾向が現出することになる。しかし、実際には大坂の銀銭相場は、前掲の第2図が示すとおり天明期（1781～89）以降、銭1貫文当たり銀9～10匁前後で安定的に推移している。この事実は単

37) 岩橋「近世の貨幣・信用」444-445頁。

第 4 表 銭貨、小額金銀貨の流通残高の推移

(単位、万両、()内は銭貨に対する比率)

	銭貨	小額金貨	小額銀貨	小額金銀貨合計
明和 8 年 (1771)	380	—	—	—
文政元年 (1818)	377	—	593	593 (1.57 倍)
天保 3 年 (1832)	374	292	1,681	1,973 (5.28 倍)
安政 5 年 (1858)	427	1,290	2,053	3,343 (7.83 倍)
明治 2 年 (1869)	443	1,060	5,240	6,300 (14.22 倍)

(出所) 岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」,「小額貨幣と経済発展」,「近世貨幣流通の日朝比較史試論」(『松山大学論集』第 17 卷第 2 号, 2005 年 6 月), および安国良一「寛永通宝真鍮四文銭の鑄造と流通」(『出土銭貨』第 21 号, 2004 年) に基づき作成。

純には首肯し難いが、次に掲げるような小額貨幣供給にかかわる構造変化もあって交換手段としての銭貨に対する需要そのものが大坂や江戸において大きく後退したと想定すれば、矛盾なく理解できる。

すなわち、徳川幕府では明和期 (1764 ~ 72) 以降、南鐮二朱銀、文政二朱銀や天保一分銀という金貨単位の小額計数銀貨に加え、文政一朱金・二朱金などといった小額金貨の発行に踏み切るとともに、そういった金銀貨の発行量を増大させた。その結果、小額金銀貨の流通高は第 4 表のとおり、文政元年 (1818) に 593 万両、銭貨流通高の 1.6 倍に達した後、天保 3 年 (1832) には 1973 万両、同 5.3 倍へと著しく増大し、小額決済手段としての銭貨に対する需要を大きく後退させたのである³⁸⁾。そうしたなか、経済発展とともに江戸、京都や大坂といった大都市で増大した小額貨幣に対する需要の多くは小額金銀貨の増鑄で吸収されたことを主因として、大量の銭貨の地方流出にもかかわらず、銀銭相場はほぼ安定的に推移したと考えられる³⁹⁾。あるいは、小額金銀貨の発行増大を契機として江戸や大坂で生じた銭貨に対する需要の大幅

38) 江戸期幣制における小額金銀貨の重要性については、岩橋勝「小額貨幣と経済発展」(『社会経済史学』第 57 卷 2 号, 1991 年) を参照。

39) 岩橋勝「物価と景気変動」(西川俊作ほか編『日本経済の 200 年』日本評論社, 1996 年, 70 頁) が指摘するように、1820 年以降、緩やかながらも物価の上昇がみられる。そうした物価の上昇が銭貨よりも高額面貨幣である小額金銀貨に対する需要を増大させる方向で作用したことも否定できない。

後退という貨幣需要面での構造変化が銭貨の船舶底荷としての需要、さらには西日本・東北地方への大量流入を下支えしたと観念できるのである。

以上のとおり、銀貨不足、改鑄や計数銀貨の登場に伴う江戸期幣制の貶質が銭匁勘定の現出を促したのであり、そうであるがゆえに銭匁勘定は「銀遣い」の西日本のみで広範化したといえることができる。そして、東北地方における銭遣いの高まり、西南日本地方における銭匁勘定の現出は、小額金銀貨の大量鑄造に起因する江戸や大坂といった大都市での銭貨に対する需要の後退という貨幣需要の構造変化により支えられていたと考えられる。

しかし、それだけでは十分とはいえない。大名領国内では銀銭貨の交換比率を一定水準に定めて固定相場化することはできても、領外では当該比率は日々変動しているため、相場変動によっては誰か（通常は領外取引を行う商人や藩政府）が損失の負担を余儀なくされる。それゆえ、この問題が解決されない限り、銭匁勘定の広範化は困難と考えられるからである。この問題も次のようなかたちで解消されていた。すなわち、変動銭匁勘定が採用されていた畿内周辺の諸藩では、同勘定において固定された銀銭相場が領外の相場と比較して銀安銭高傾向になるように設定されていた。このようなかたちで銭匁勘定における交換比率が固定されていれば、相場変動に伴う差損の発生は回避し得るほか、領外からの銭貨流入も促されるからである。そして、両者の間の乖離が大きくなれば、銀1匁当たりの内実量量が改定されることになる。

その一方で、固定銭匁勘定が支配的であった西南日本地方の諸藩では、先に指摘したように、銭匁勘定での取引を金銀貨で決済するに際してはその時々銀銭相場をもって金銀貨に換算されていた。したがって、隣り合う領国で異なる銭匁勘定が成立していたとしても、両者はその時々銀銭相場を結節点として均衡が図られていたため、決済に関連する問題はとくに生じなかったと考えられる。いうまでもなく、銭匁勘定での取引を金銀貨で決済する必要が生じるのは領外取引に限定されるため、領内取引しか行っていない一般庶民においては銀銭相場変動に伴う為替差損はそもそも発生しえない。為替

変動に直面するのは大名、有力商人に限られるが、彼らの場合、領外取引を行う限り、そうした変動から免れることはできないため、とくに大きな問題にはならないといえよう。

4.3 銭匁勘定はどのようなときに領内の支払決済慣行となったといえるのか

このように考えると、次に問題となるのは、銭匁勘定がどのようなときに領内の支払決済慣行となったといえるのかということである。これまでの研究史においては、この問題はあまり意識されておらず、銭匁建ての藩札（銭匁札）の発行あるいは商家の帳簿への銭匁勘定での貸借の記載を根拠として銭匁勘定が大名領国内で普及していたと観念されるのが一般的であったといっても過言ではない。たとえば、岩橋教授は、萩藩所在のいくつかの商家の経営文書を分析し、銭匁勘定による記帳が確認されたことを根拠として同領内においては 18 世紀後半以降、銭匁勘定が利用されていたと結論づけている⁴⁰⁾。

しかし、そういった取り扱い方には首肯できない。というのも、銭匁勘定が実際に利用されるに際しては次に掲げる 4 つの形態があるため、そのいずれが採用されたときに銭匁勘定が領内において普及したといえるのかという点について、あらかじめ明定しておく必要があるからである。すなわち、第 1 は、商家が多通貨建ての売り上げや利益を基準通貨建てに換算する際に、交換相場を便宜的に固定する手法として採用されるものである。第 2 は、財物や土地の売買の決済を目的に複数の貨幣を受け渡しするに当たって、異種通貨間の交換比率をあらかじめ互いに合意した水準に定めるために利用される。第 3 は、領国大名政府が年貢等の金銭納付に際し、表示通貨と納付通貨との交換比率を定めるために利用される。第 4 は、領国大名政府が藩令等により領内での異種通貨間の交換比率を公定するとともに領民にその利用を強制するというものである。

これら 4 つのうち、最初の 2 つは商家という民間の経済主体による内部的

40) 岩橋「防長地方の藩札」30-31 頁。

な記帳方法あるいは支払決済方法にかかわるものである。それゆえ、そういった取り扱いが広く観察されたとしても、その事実だけをもって銭匁勘定が支払決済慣行として定着していたということはできない。実際、藤本教授は、先に指摘したとおり、平戸藩で捕鯨業を営んでいた益富家の文化13年（1816）の算用帳を分析のうえ、同家では大坂から帰帆した船頭から「売場納り」として丁銭で売上代金を受け取っていたほか、取引のすべてが銀1匁＝銭109文で銀貨に換算されていることを根拠にして銭匁勘定の存在を主張したのである⁴¹⁾。しかし、よくよく考えると、銀1匁＝銭109文で銀貨に換算すること自体、銭匁勘定の存在を主張する根拠にはなりえない。特定の相場による基準通貨建てへの換算自体、複数の通貨建てで取引が行われる際には一般に実施される仕法であるため、そのことだけをもって銭匁勘定が広く利用されていたとはいえないからである。

銭匁勘定が領国内での一般的な取引仕法となっていることを立証するには、日常取引において銭匁勘定が支払決済慣行として広く定着すると同時に、領国大名政府による布令等に基づき制度として確立していたことを示す必要がある。こうした観点からすると、3番目の大名政府が金銭納付に際し交換比率を定めるだけでは不十分であり、4番目の形態のように藩令等に基づき特定の交換率の利用を領民すべてに義務づけることこそが銭匁勘定成立のための必要条件ということが出来る。そうしたなかでも最も典型的な事例として挙げられるのは銭匁札の発行である。それゆえ、銭匁札の発行をもって大名領国内での銭匁勘定成立の有無を判断するのが適切といえよう。

4.4 銭匁勘定は銭匁札の発行を契機として定着する

このように、大名領国内において銭匁勘定が成立していたか否かという問題については、銭匁札の発行を基準として判断できよう。ここでは、先に掲げた藤本、岩橋両教授による所説を参考にしつつ、銭匁勘定の成立に至る経

41) 藤本「銀銭勘定」4-9頁。

緯について江戸期幣制の展開との関連で議論し、どういった経済的要因が銭匁勘定の利用を促したのか明らかにすることにしたい。

享保 15 年 (1730) における札遣いの再解禁を受け、西日本地方所在の領国大名政府の多くは藩札の再発行に踏み切った。しかし、その結果、先に指摘したとおり、銀貨は領国内から姿を消し、銀目の藩札と銭貨とが交換手段として流通することになった。その一方で、銀目の藩札と銭貨という価値基準の異なった 2 つの貨幣を支払手段として同時に利用するに際しては、銀貨と銭貨との交換比率が必ず必要とされる。ただし、領民からみた場合、この銀銭相場は藩札の価値を銭貨に換算するための観念的な建値であり、実際に銀貨が手に入るわけではない。このように銀貨の受け渡しを伴わない世界において銀銭相場が変動相場制の下にあるとき、名目的な存在と化した銀銭相場はむしろ藩札の流通価値を不安定化させる方向で作用するおそれが強い。現に流通している銭貨が基本貨幣として機能しているため、銀銭相場変動の影響は専ら藩札の流通価値の変動として顕現するからである⁴²⁾。

実際、武士、町人や一般庶民が貨幣の利用に際し最も重視するのは、その価値の安定性である。先行き貨幣価値の下落が明らかなきは当該貨幣の受領に際しプレミアム (増歩) が要求されるのみならず、最悪の場合には受け取りそのものが拒否されることもありうる。このようにして藩札の貨幣としての価値が不安定化すると、藩札自体、貨幣として機能しえなくなるほか、支払決済面から各種経済取引の円滑な運行が阻害されるおそれがある。そうした事態の発生は領国大名政府からみた場合、きわめて由々しき問題である。この問題を解決するうえで最も手っ取り早い方策は、領内に限って銀銭相場をある一定の水準で固定するとともに、銀目の藩札を銭匁札として発行することにより銭貨を基本貨幣とする価値体系のなかに銀目を包摂することである。ちなみに、銀目の藩札と銭匁札とが同時期に並行して流通している事例

42) ここでの議論は藩札の専一流通を前提としている。それゆえ、藩札と幕府正貨との混合流通を許容したり、事実上の混合流通となっていたりしている諸藩が発行した藩札の流通価値は、銀銭相場に加え、正銀と藩札との交換比率 (銀紙相場) からも影響を受けて変動することになる。

は移行期を除けば少なく、銀目の藩札から銭匁札へと移行するのが一般的な形態であり、これと逆の事例は観察されていない。

先に指摘した銭匁勘定にかかわる4つの現出形態との関連でいうと、領国大名政府が藩令等により領内での異種通貨間の交換比率を公定するとともに新たに発行された銭匁札の利用を領民に強制すれば、銭匁勘定は領内での支払い決済慣行として速やかに受け入れられると考えられるのである。この点に関連して岩橋教授は、伊予地方において観察される銭匁勘定は「銀札の銭匁札化に伴って生じたものであり、それに先立って銭匁勘定が慣行として成立していたとみるのは難しい」と指摘している⁴³⁾。この事例は、本稿で提示された仮説のとおり、強制力を有する藩令の公布が銭匁勘定の普及を後押ししたことを示している。その一方で、銭匁札の発行以前、銭匁勘定はさほど普及していなかったことが強調されているが、先に指摘したとおり、松山藩では元文期以降、高額取引の決済に銭貨が利用されるなど、銭匁勘定が普及する素地は十分形成されていたことは否定できない。その意味で、松山藩の場合、決済手段としての銭貨利用が普及していたことが銀札の銭匁札化や銭匁勘定への移行を容易にしたということが出来る。

4.5 銭匁札発行にかかわる地域的な特色

次に問題となるのは、銭匁札は確かに九州・四国・中国地方という西南日本地方において発行されているが、先に指摘したとおり、中国地方の大藩である広島、岡山両藩をはじめとして美作・備前・備中・備後・安芸・因幡・石見国など、中国地方の中心部では銭匁札の発行は確認されていない。こうした領国大名政府による藩札の発行姿勢に対しては、次に掲げるとおり個々の大名領国に固有の事情が大きく影響していると考えられる⁴⁴⁾。とりわけ、領内に有力な特産物を抱え、銀貨の流入が順調な大名領国においては銀不足

43) 岩橋「伊予」249頁。

44) 諸藩の内部的な事情と藩札の流通状況との関係については、鹿野「藩札の流通実態」を参照のこと。

が深刻ではなく、そもそも銀札が発行されなかったとか、引き続き銀札が発行されたという事例が確認できる。その一方、銀札に対する領民の信認が薄い大名領国においては幾度となく札騒動が発生しており、銀札から銭匁札への切り替えは困難であったと考えられる。

たとえば、岡山藩の場合、延宝 7 年 (1679) 以降、札遣い停止期を除いてほぼ一貫して藩札を発行していたが、特産物である木綿専売の利益で領外から順調に銀貨が流入したこともあって、安政元年 (1854) の札潰れまでの 100 年余の間、銀札は比較的平穩に流通していた。このように銀貨が順調に流入していたこともあって銀遣いが維持可能であったため、銭匁札を発行する誘因が乏しい状況下、引き続き銀札が発行されたといえよう。福山藩でも、豊表、木綿などの特産物の販売により銀貨が順調に流入していたため、享保 15 年 (1730) の札遣い再開にもかかわらず、幕末までの間、藩札は再発行されなかった。丸亀藩でも特産物である砂糖の販売好調を主因として銀貨が順調に流入したため、安政期 (1854 ~ 60) までの間、銀札が安定的に流通していた。これに対し、広島藩の場合、札遣い再開後、幾度となく札騒動に見舞われるなど、藩札の価値が不安定であった。そうした状況下、領国大名政府からみた最大の課題は藩札の価値安定や藩財政の立て直し、銀貨の流入促進であり、銭匁札の発行はほとんど検討されなかったといえよう。鳥取藩でも、宝暦 13 年 (1763) に発生した札騒動の影響もあり、銀札の価値安定が重視されていた。

銭匁札はまた、丹波・丹後・但馬・播磨などの畿内地方でも発行されている。ただし、播磨、但馬、丹後において発行された銭匁札の場合、先に指摘したように変動銭匁勘定が採用され、その時々銀銭相場を反映するかたちで銀 1 匁に相当する銭貨量が幾度となく改定されているところに特色がある。これらの地域において変動銭匁勘定が普及した背景についてはとくに検討されていないが、次のような事情が作用しているのではないかと判断される。すなわち、これらの地域は銀遣いの中心地である大坂に近接しているため、領国内の銀銭相場は大坂相場の影響を強く受ける。加えて、山陽道は物資や人

の往来が激しいことから、藩札に関しても領内での専一流通を強制することが困難なため、藩札と幕府貨幣の混合流通が容認されていた⁴⁵⁾。そうした状況下、藩札の流通価値と銀銭相場との間では価格裁定が強く働き、藩札の流通価値維持のためにも、両者の乖離幅がある一定の限度を超えると水準調整のため、銀1匁当たりの銭貨量が改定されたと考えられるのである。

4.6 「銀遣い」と「銭遣い」が併存していた西南日本の大名領国経済

以上、銭匁勘定の意味するところや江戸期幣制における位置づけについて種々議論してきたが、西南日本地方における「銭遣い」は、達観すると、「西の銀遣い」を前提として銀貨不足経済への対応のなかで考案された銀貨の代替手段として登場したということができる。このように「銭遣い」は当初、銀貨の代替手段としての銭貨の利用により始まった。すなわち、18世紀ごろに至ると、折からの銀不足や銀銭相場の乱高下を背景として大名領国内の武士や一般庶民からの価値の安定した貨幣を求める声に後押しされるかたちで、もともと小額取引の主たる交換手段であった銭貨が領国内での価値基準貨幣に採用されるようになった。次いで、18世紀半ばになると、交換手段としてよりも価値基準として銭貨が用いられるようになるなかで、領内取引に関して「銭遣い」が成立したと考えられる。いうまでもなく、その場合、「銀遣い」において銭貨が交換手段として利用されるのと同様に、「銭遣い」であっても金銀貨が交換手段に利用されることはとくに排除されていない。

西日本地方において「銭遣い」が広く受け入れられるにつれ、商人の間では銀1匁当たりの銭貨量を固定し、それを価値基準に利用する銭匁勘定が漸次利用されるようになった。そうしたなか、18世紀半ばに至り、西南日本地方においては銭匁勘定が大名領国内限定の地域的な支払決済慣行として広く

45) 岩橋「近世畿内周縁地域の銭匁遣い」は宮津藩においては文政末期以降、銀1匁と銭1匁との比率は常に1.13に固定されていたことを明らかにしている。この比率に関して岩橋は銭相場下落分を補填するためのプレミアムと解釈している。しかし、宮津藩では藩札の混合流通が許容され、領内での藩札と幕府正貨との交換は自由に行い得たという事実に着目すると、1.13という比率はむしろ正貨への交換に伴う固定手数料率と解釈するのが適切と考えられる。

定着するに至った。その際、領国大名政府が重要な役割を果たしたという事実を見逃すわけにはいかない。というのも、西日本所在の領国大名政府では、銀貨不足に対処するべく、徳川幕府の許可を得て藩札の発行に踏み切った。藩札は銀貨建てで表示されたが、そもそも銀貨不足であったため、藩札の流通価値はなかなか安定せず、札割れという騒動に見舞われる藩も登場するに至った。そうしたなか、西南日本地方では、銀札に代えて価値の安定した銭貨を事実上の価値基準とする銭匁勘定建ての藩札、すなわち銭匁札の発行に大名政府が踏み切ったことが銭匁勘定の普及を後押ししたと考えられるからである。

これらの事実はまた、銭遣い、銭匁勘定や銭匁札の発行を議論するに際しては、それらを江戸期幣制のなかに位置づけ、17世紀後半以降に生じた徳川幣制そのものの貶質化との関連で捉えて分析検討することの重要性を物語っているといえよう。そして、西南日本地方所在の大名領国では、岩橋教授がかつて指摘したように、銭匁勘定の浸透とともに領内取引は「銭遣い」で決済される一方で、「西の銀遣い」の下、領外取引は「銀遣い」という貨幣使用にかかわる一種の棲み分けが成立した二重経済体制あるいは二層構造の下にあったと判断される。加えて、両者は、その時々の銀銭相場を結節点としてリンクしていたため、領内の一般庶民は、銭匁勘定建てあるいは「銀遣い」であるかを意識することなく、日々の取引を主として銭貨で決済していたと考えられる。このように西南日本地方では18世紀半ば以降、「銀遣い」と「銭遣い」が併存し、領外取引に着目すると「銀遣い」、領内取引では「銭遣い」という相異なる結論が導かれる状況にあったといえよう。

5 お わ り に

以上のとおり、本稿では、江戸期幣制の特色として提唱された一方で評価が定まるまでに至っていない銭匁勘定、すなわち銀貨建ての体裁をとっているものの実態的には銭貨建てであるという財物の価値表示・決済にかかわる

慣行の経済史上の意義やその現出を促した制度的・経済的要因について再検討した。その際、とくに留意したのは銭匁勘定にかかわる一般論の提示であり、主として江戸期幣制の特色とその貶質というマクロ経済的な枠組みとの関連で分析検討することにした。その結果、次の5点が明らかになった。

第1に、江戸時代後期の西南日本地方において銭匁勘定を現出・広範化させたマクロ経済的な背景としては、銀貨不足が指摘できる。すなわち、大量の金銀貨の海外流出や鉱山の枯渇に伴う金銀貨の不足が17世紀後半に顕現した。そうしたなか、「銀遣い」経済の下にあった西日本地方では18世紀前半ごろから、流通量が相対的に潤沢であった銭貨を銀貨に代わる価値基準貨幣に利用するという取り扱い、すなわち「銭遣い」が民間部門において自律的に形成されたのである。このような支払決済慣行のうえに立って銀貨1匁に相当する銭貨量または領国大名政府が定めた銭1匁当たりの銭貨量を単位とする銭匁勘定が現出し、西南日本地方では銭貨が交換手段のみならず価値基準貨幣としての地位を確立するに至った。そうした流れのなかで18世紀半ば以降、領国大名政府が銭匁勘定に基づき価値が表示された藩札である銭匁札を発行したことを契機として、領内の取引決済慣行として銭匁勘定が定着したといえることができる。

第2に、銀貨不足を契機として顕現した江戸期幣制の貶質も、「銀遣い」の西日本における「銭遣い」や銭匁勘定を現出させたと考えられる。元禄以降8回にわたって実施された金銀貨の改鑄は領国経済からの銀貨の回収を促し、領国内での銀貨不足に拍車をかけた。とくに正徳・享保の改鑄は金銀貨の流通量そのものを減少させるものであっただけに、享保期半ば以降、地方所在大名領国における金銀貨不足は一段と深刻となり、銭貨の価値基準・交換手段としての役割を高める方向で作用した。さらに、明和9年（1772）における明和南鑄二朱銀に始まる金貨を価値単位とした計数銀貨の発行は、「銀目の空位化」を促すにとどまらず、大名領国への秤量銀貨の流入を減少させた。実際、文政の改鑄以降、計数銀貨が秤量銀貨に代わって銀貨の主役となり、天保期

(1830～44) 初めには銀貨流通量の 4 分の 3 を占めるに至った。そういった環境変化の下で文政期 (1818～30) 以降、銀貨不足に直面した西南日本地方所在の諸藩を中心に銭匁札の発行が増大していったのである。

第 3 に、加えて、南鐐二朱銀に始まる小額金銀貨の発行は、江戸や大坂における銭貨需要を後退させる方向で作用した。そうしたなか、経済発展とともに江戸、京都や大坂といった大都市で増大した小額貨幣に対する需要の多くは小額金銀貨の増鑄で吸収されるとともに、そういった貨幣需要面での構造変化が銭貨の西日本・東北地方への大量流出を下支えしたと観念できる。このような小額貨幣にかかわる需要面での構造変化が天明期 (1781～89) 以降、銭貨流通量が大きく増加しないなかで銀銭相場を安定化させる方向で作用したと考えられるのである。

第 4 に、商人による財産保全行動が「銭遣い」や銭匁勘定の普及を促したという点にも留意する必要がある。すなわち、領国大名政府は藩札の発行に際し商家や一般庶民に対して保有銀貨と藩札との引き替えを強制し、商家等が長年にわたって蓄積した銀貨を一夜にして収奪した。そのため、商家等の領民は、財産の没収に加え、藩札の流通価格の下落とともに意図せざる損失負担を強いられることになった。こうした苦い経験を踏まえ、享保 15 年 (1730) の札遣い再解禁後、領外取引を営む商家では自己防衛的に大坂などの領外で得た代金を意図的に銀貨に代えて銭貨で領内に持ち帰るという行動を採用するに至ったと考えられる。銭貨については藩札との引き替え義務がとくに課されていないからである。このような事情を背景として宝永 4 年 (1707) の札遣い停止以降、西日本地方所在の商家の多くは将来の藩札再発行を見越し、銭貨でもって売上代金を持ち帰ったと想定される。これが領国内での銭貨流通を支え、「銭遣い」の形成を間接的に促したといえよう。

第 5 に、岩橋教授が提示した江戸後期の西日本においては「東の金遣い、西の銀遣い」に相当する「銭遣い」経済圏、つまり銭貨が財物の価値基準に用いられる貨幣経済が現出したという仮説は支持しえよう。江戸時代、金銀

銭貨はいずれも基本貨幣として位置づけられていた。そうであるがゆえに、江戸時代の貨幣流通は必ずしも全国一律ではなく、「東の金遣い、西の銀遣い」が現出したということが出来る。17世紀後半になると、日本は銀不足に直面した。「銀遣い」の西日本地方ではこの影響は深刻であり、そうしたなか、価値の安定した価値基準貨幣の確立を目指して流通量が相対的に潤沢であった銭貨を財物の地域的な価値基準あるいは計算貨幣に利用する「銭遣い」が現出するに至ったと考えられるからである。それはまた、西南日本地方所在の大名領国では銭匁勘定の浸透とともに領外取引は「銀遣い」、領内取引は「銭遣い」という二重経済あるいは二層構造が形成されたことを意味している。そして、両者は、その時々の銀銭相場を結節点としてリンクしていたため、領内の一般庶民は、銭匁勘定建てあるいは銀遣いであるかを意識することなく、日々の取引を主として銭貨で決済していたと考えられる。

もっとも、本稿は、銭匁勘定が現出するに至った背景について、主として江戸期幣制の変容というマクロ経済的な枠組みとの関連で分析検討のうえ、その一般論を提示することを主眼としたものであり、そうした考え方を文献史料に基づき検証することは意図していない。この点、批判を受けるかもしれない。いうまでもなく、史料に基づく銭匁勘定にかかわる実証研究結果を体系的に整理することも重要であり、その意味で両者は相互に補完関係にあるということができよう。本稿で述べたような考え方を基礎として銭匁勘定、さらには江戸時代の幣制についての研究が今後、一段と進展することを期待したい。

（しかの よしあき・同志社大学経済学部）

The Doshisha University Economic Review Vol.61 No.1

Abstract

Yoshiaki SHIKANO, *Was the Zeni Tsukai (Copper usage as a unit of account) Prevalent in Western Japan in the Latter Half of the Edo Period?*

In the latter half of the Edo period, in Western and Northern Japan, Zeni (copper coin) was used as a local unit of account and as a means of payment, while gold and silver coins were used on a national level as units of account and exchange media. Considering this unique feature of currency use, some academics stressed that Zeni Tsukai (copper usage as a unit of account) prevailed in Western and Northern Japan. This paper aims at examining this view from the macroeconomic perspective by emphasizing on the varying nature of the Edo monetary system. The exhaustion of the gold and silver mines and the massive outflow of gold and silver coins resulted in a dramatic change in the circulated money: Zeni had come to play a dominant role as the settlement media in Western Japan and had acquired the role of the local standard in economic transactions since the mid-eighteenth century while the silver coins maintained their role as a national unit of account and payment media. Further, this practice was endorsed by the issue of Zeni-denominated domain notes called Hansatsu paper money. Thus, we conclude that payment media in the local clan in Western Japan became dual in the sense that commercial transactions within the territory were settled by Zeni and those across the border were by silver coins. This means that Zeni Tsukai can be supported when we focus on local transactions.